

平成25年6月18日

第2498号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

○都市計画事業の事業計画の変更の認可（293～295・北秋田地域振興局建設部）…………… 1

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）2件…………… 2

○土地改良区の役員の退任及び就任の届出（北秋田地域振興局農林部）…………… 3

○土地改良区の役員の就任の届出（北秋田地域振興局農林部）…………… 4

○土地改良区の定款変更の認可（北秋田地域振興局農林部）…………… 4

○土地改良区の役員の退任の届出（山本地域振興局農林部）…………… 4

○土地改良区の役員の退任及び就任の届出（秋田地域振興局農林部）…………… 4

○土地改良区の定款変更の認可（仙北地域振興局農林部）…………… 5

告 示

秋田県告示第293号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年6月18日

秋田県知事 佐竹敬久

1 施行者の名称

大館市

2 都市計画事業の種類及び名称

大館都市計画下水道事業 大館市公共下水道

3 事業施行期間

昭和62年11月17日から平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 取用の部分

昭和62年秋田県告示第680号、平成4年秋田県告示第419号、平成6年秋田県告示第512号、平成10年秋田県告示第433号、平成13年秋田県告示第73号、平成16年秋田県告示第854号及び平成21年秋田県告示第362号の事業地に、下記の事業地を追加、変更及び削除する。

ア 追加する事業地

大館市釈迦内字稲荷山下、字街道上、字板子石、字塚ノ台、字下清水、字上清水、字長袋及び字上袋、松木境、板子石境、二本杉後、小釈迦内道下、代野、大田面、清水堰合、下代野字代野道北、柄沢字長橋及び字狐台、池内字上野及び字田中、小館花字荻野台及び字古館下並びに池内道上

イ 変更する事業地

大館市花岡町字前田、字神山、字堂屋敷、字鳥内下及び字姥沢、松木字大上、観音堂、扇田道下、象ヶ鼻、小館花字山根ヒトロ、青葉町並びに根下戸新町

ウ 削除する事業地

大館市花岡町字猫鼻、字アセ石、字大森山下及び字堤沢

(2) 使用の部分

変更なし

秋田県告示第294号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年6月18日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 施行者の名称
大館市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
比内都市計画下水道事業 大館市公共下水道
- 3 事業施行期間
平成元年7月11日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
変更なし

秋田県告示第295号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年6月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 施行者の名称
北秋田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
北秋田都市計画下水道事業 北秋田市公共下水道
- 3 事業施行期間
平成2年11月26日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 取用の部分

平成2年秋田県告示第794号、平成3年秋田県告示第597号、平成6年秋田県告示第716号、平成9年秋田県告示第192号、平成10年秋田県告示第820号、平成11年秋田県告示第206号、平成12年秋田県告示第507号、平成17年秋田県告示第372号及び平成18年秋田県告示第386号の事業地に、北秋田市綴子字佐戸岱、字美田古、字田中表、字中堤、字田中、字田中家前、字掛泥、字掛泥向、字掛泥野、字米堤下、字太田屋敷後及び字高野尻、坊沢字深閑沢、字深閑街道下、字上町及び字下夕上町、鷹巣字細田、字西上綱、字東上綱、字西中岱、字東中岱及び字平崎上岱、栄字前綱、字中綱、字太田、字太田新田、字掛泥悪戸及び字悪戸並びに脇神字平崎川戸沼、字川戸沼内悪戸、字平崎上岱、字西陣場岱、字米ノ岱、字赤川岱、字泉屋敷、字高村岱、字堂ヶ岱、字堂ヶ岱屋敷廻及び字白砂坂を追加する。

(2) 使用の部分

変更なし

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成25年6月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成25年5月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人「そら」
- 3 代表者の氏名
高 橋 彰
- 4 主たる事務所の所在地
横手市

5 定款に記載された目的

この法人は、心身に障害をかかえる人達が、出来る範囲の中で自分の仕事を持つことによって、社会に参加し、達成感と充実感のある生活の実現を目指し、もって地域における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

6 定款の変更内容

- (1) 名称
- (2) 事業

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成25年6月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成25年3月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 クリーン・エナジー・アライアンス
- 3 代表者の氏名
谷 惇
- 4 主たる事務所の所在地
南秋田郡大潟村字中央1-17
- 5 定款に記載された目的
この法人は大潟村の雄大な大地を生かし、人々に対して、地球にやさしいエネルギー技術の普及を図るため、省エネルギー・クリーンエネルギー・燃料電池の探求活動など、積極的に科学技術の振興と環境の保全に関する事業を行い循環的・持続的な社会の形成に寄与する事を目的とする。
- 6 定款の変更内容
 - (1) 種別
 - (2) 権能
 - (3) 総会の招集
 - (4) 理事会の招集
 - (5) 事業年度

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、森吉町土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年6月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 退任理事の住所及び氏名

北秋田市五味堀字五味堀31番地	春日 正 一
〃 米内沢字桐木岱18番地 6	鈴木 由太郎
〃 〃 字根小屋138番地 2	武石 富 雄
〃 阿仁前田字神成120番地 1	吉田 徳三郎
〃 桂瀬字岩堂上岱88番地	白澤 昭 喜
〃 本城字館ノ下165番地	柴田 豊 吉
〃 浦田字浦田71番地 2	三浦 啓 治
〃 根森田字尽森下堺田58番地	土佐 武
〃 米内沢字諏訪岱86番地 2	北林 哲 雄
〃 浦田字寄延上岱33番地	工藤 要 吉
〃 小又字小又36番地	森川 賢 蔵
〃 米内沢字桐木岱322番地	佐藤 長 作
- 2 就任理事の住所及び氏名

北秋田市五味堀字五味堀31番地	春日 正 一
〃 本城字館ノ下165番地	柴田 豊 吉
〃 根森田字尽森下堺田58番地	土佐 武
〃 本城字向屋敷10番地	九嶋 政 雄
〃 阿仁吉田字町頭23番地	吉田 仁吉郎
〃 米内沢字根小屋138番地 2	武石 富 雄
〃 〃 字諏訪岱86番地 2	北林 哲 雄
〃 阿仁前田字神成120番地 1	吉田 徳三郎
〃 浦田字寄延街道上11番地	工藤 勉
〃 〃 字浦田71番地 2	三浦 啓 治
〃 米内沢字桐木岱322番地	佐藤 長 作
〃 小又字上川原 8 番地 1	柴田 米 昭

北秋田市桂瀬字岩堂上岱91番地	白 澤 俊 孝
3 退任監事の住所及び氏名	
北秋田市小又字新屋布73番地 1	森 川 作 治
〃 米内沢字長野84番地	根 田 輝 男
〃 本城字館ノ下173番地	柴 田 喜代志
〃 浦田字白坂12番地	田 崎 久
4 就任監事の住所及び氏名	
北秋田市小又字新屋布73番地 1	森 川 作 治
〃 浦田字白坂12番地	田 崎 久
〃 米内沢字長野岱332番地 2	武 石 恒 夫
〃 本城字館ノ下173番地	柴 田 喜代志

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大館市十二所土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年6月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

就任理事の住所及び氏名

大館市十二所字一ノ地 2 番地

畠 山 清 英

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大館市土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年6月11日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年6月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、能代市東土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年6月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

能代市外割田字宅地27番地 1

齊 藤 長 幸

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、飯田川土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年6月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名	
潟上市飯田川飯塚字潟端90番地	門 間 秀 雄
〃 〃 字観音尻166番地	瀬 川 秋 雄
〃 〃 字潟端35番地	門 間 裕 光
〃 〃 字飯塚79番地	二 田 忠千代
〃 〃 〃 66番地	富 樫 正 雄
〃 飯田川和田妹川字柳田 8 番地 3	佐々木 俊 則
〃 〃 字平ノ下63番地	菊 地 栄 一
〃 〃 字出張 6 番地 2	三 浦 正 雄
〃 飯田川下虻川字屋敷128番地	佐 藤 正 信
〃 〃 字道心谷地 3 番地	間 杉 重 治
〃 〃 字俣ノ内58番地	伊 藤 繁 雄
〃 飯田川飯塚字片田22番地	山 平 高 義
〃 飯田川下虻川字槐袋29番地	賀 藤 銀一郎
〃 〃 字俣ノ内48番地 2	門 間 兵一郎
2 就任理事の住所及び氏名	
潟上市飯田川飯塚字飯塚66番地	富 樫 正 雄
〃 〃 字潟端35番地	門 間 裕 光

潟上市飯田川飯塚字潟端90番地	門 間 秀 雄
〃 〃 字観音尻166番地	瀬 川 秋 雄
〃 飯田川和田妹川字柳田8番地3	佐々木 俊 則
〃 〃 字平ノ下63番地	菊 地 栄 一
〃 〃 字出張6番地2	三 浦 正 雄
〃 飯田川下虻川字城ノ後50番地	山 口 義 光
〃 〃 字街道下一本木27番地	伊 藤 勝
〃 〃 字道心谷地3番地	間 杉 重 治
〃 〃 字俣ノ内48番地2	門 間 兵 一 郎
3 退任監事の住所及び氏名	
潟上市飯田川下虻川字街道下一本木27番地	伊 藤 勝
〃 飯田川飯塚字飯塚88番地	小 玉 信 雄
〃 飯田川和田妹川字山下17番地	鈴 木 鋼 生
4 就任監事の住所及び氏名	
潟上市飯田川下虻川字槐袋29番地	賀 藤 銀 一 郎
〃 飯田川飯塚字片田22番地	山 平 高 義
〃 飯田川和田妹川字山下17番地	鈴 木 鋼 生

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、秋田県仙北平野東部土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年6月11日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年6月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

正 誤

平成25年3月15日（号外第3号）掲載の秋選管告示第17号（衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する報告書）

（原稿誤り）

3ページ中、寺田学候補者の第1回報告分について

「(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額) 円	
民 主 党		5,000,000	は
新 野 典 子		35,000	
山 口 房 子		35,000	
石 井 朋 子		35,000	
瀧 本 麗 子		35,000	
」			
「(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額) 円	の誤り。
民 主 党		5,000,000	
新 野 典 子	無 職	35,000	
山 口 房 子	無 職	35,000	
石 井 朋 子	医 師	35,000	
瀧 本 麗 子	無 職	35,000	
」			

5ページ中、「1(1) 選挙の種類」は「2(1) 選挙の種類」の誤り。

6ページ中4行目の、「今回計」は「前回計」の誤り。

7ページ中3行目の、「団体役員」は「会社役員」の誤り。

8ページ中、川口博候補者の第2回報告分について
支出の総計の「6,738,69」は「6,738,696」の誤り。

9ページ中、「1(1) 選挙の種類」は「3(1) 選挙の種類」の誤り。

12ページ中、三井マリ子候補者の第1回報告分の支出について
家屋費（集合会場費）と広告費の間に、「印刷費1,301,300」を加える。
広告費の「1,182,293」は「1,731,793」の誤り。
今回計の「3,918,863」は「5,769,663」の誤り。
総計の「3,918,863」は「5,769,663」の誤り。

13ページ中、三井マリ子候補者の第2回報告分の支出について
前回計の「3,918,863」は「5,769,663」の誤り。
総計の「3,963,819」は「5,814,619」の誤り。
収入及び支出と報告書受理年月日の間に次の表を加える。

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	260,050円
	ビラの作成	455,700円
	ポスターの作成	585,550円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	157,500円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	190,000円
	計	1,850,800円